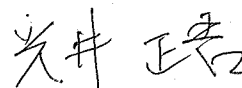


地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

宇土市長



宇土市条例第24号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(宇土市監査委員条例の一部改正)

第3条 宇土市監査委員条例(昭和39年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。